

奄美市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美市有料広告掲載に関する基本要綱（平成19年奄美市告示第67号。以下「基本要綱」という。）に基づき、奄美市のホームページ（以下「ホームページ」という。）の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲及び掲載の優先順位)

第2条 広告主は、原則として鹿児島県内に事業所等を有するものとする。ただし、広告内容が公序良俗に反しないもので、市長が特に認める場合は、この限りではない。

2 広告掲載希望者が規定する枠数を超えたときは、基本要綱に従って優先順位を決定する。同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(広告の規格等)

第3条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

2 広告の掲載位置、順序及び枠数は、市が指定する。

3 広告の規格は、次のとおりとする。

1 枠の大きさ	縦60ピクセル×横120ピクセル
データ形式	G I F（アニメーション不可，透過G I F 不可）・J P E G ・P N G
1 枠のデータ容量	5 K B 以下
その他	画像のスライス（分割）不可

(広告掲載料金)

第4条 広告掲載料金については、次のとおりとする。

掲載箇所	広告掲載料金（1 枠・月額）	枠数
奄美市トップページ	1 万 8 0 0 円	7 枠

- 2 前項に規定する枠数については，市長が認める場合は，この限りでない。
- 3 第 1 項に規定する広告掲載料金については，連続して 6 か月から 1 1 か月掲載する場合は 5 パーセントを，連続して 1 2 か月掲載する場合は 1 0 パーセントをそれぞれ割り引くものとする。

（広告の表現基準等）

第 5 条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分に取り，背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は，文字の周りを縁取るなどして，文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

- 2 文字やイラスト等の解像度については，適正な処理を行い，鮮明に見えるようにしなければならない。

（禁止する表現）

第 6 条 次に掲げる表現は，禁止する。

- (1) 「閉じる」，「いいえ」，「キャンセル」等のボタン又はボタンのように見えるもの
- (2) アラートマーク等 OS がユーザーに対して注意喚起を促すためのイメージ又はそれに類似するもの
- (3) ラジオボタン又はラジオボタンのように見えるもの
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの
- (7) ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現や，市政を連想させる分野の表現を用いるなど，奄美市の事業であると錯誤するおそれのあるもの
- (8) その他市長が不相当と判断するもの

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は1月を単位とし、連続する場合の掲載期間は毎年度最大12月とする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、基本要綱第9条第1項の広告審査会を経て、速やかに、広告掲載の可否を決定し、有料広告掲載決定通知書(基本要綱別記第2号様式)により申込者に通知しなければならない。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、指定する期日までに広告原稿をデータで提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第10条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反若しくは違反のおそれがあり、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反若しくは違反のおそれがあるとき又は奄美市有料広告掲載基準(平成

19年10月1日制定)及びこの要領等に抵触するものであるとき。

(5) その他ホームページの広告掲載が適切でないときと市長が判断したとき。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(免責事項)

第13条 広告主は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償等を市に請求しないものとする。

(1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他市のコンピュータへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線等の事故又は障害による停止

(リンク先)

第14条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに奄美市の担当部署に連絡するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。